

令和8年7月29日

第 7 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和8年7月29日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員5名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
和田委員 坂本委員

4. 欠席委員 (推進委員3名) 森田委員 森光委員 谷脇委員

5. 出席職員 (事務局2名) 中平局長 徳永次長
(農林水産課1名) 西森主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 中平局長 本日は、6番 森田委員、9番 森光委員、12番 谷脇委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任を行います。議長で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は10番 横山委員、11番 堅田委員にお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第1号 非農地証明願 について議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 説明は終わりました。担当委員から何かございませんか。
意 見	9番 橋田委員 現地に行きまして、写真のとおり墓地になっていました。特に問題ありません。
議 長	古谷会長 今更どうして非農地でしょうね。 中平局長 申請人は県外に住んでおり、墓地を贈与したいということです。

意見	9番 橋田委員 墓地として非農地にして、近所の親戚に贈与することです。
議長	古谷会長 墓地を贈与することですか。 中平局長 墓守りしてもらいたいということで、墓地として非農地にして近所の親戚の人に贈与することです。
議長	古谷会長 贈与したいということですね。 他の委員からご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
審議	古谷会長 特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんか。
採決	農業委員(異議なし)多数。
議長	古谷会長 特にご異議がないようですので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することといたします。
議長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1、番号2、番号3、番号4、番号5、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10 について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長

それでは補足説明をします。

1番と2番については、隣接している農地2筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。

現在、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年9月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、きゅうりを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻と子がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

3番について、これまで、賃貸人と賃借人の父が、利用権を令和8年9月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して、賃借人が農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、インゲン、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び父が年間300日、妻と母が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

4番について、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年9月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、ニラ、大根、白菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間300日、妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、ニラを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

5番について、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年8月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、みょうが、野菜、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び子が年間300日、母が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法

令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

6番について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稻、大根を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間240日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

7番について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稻、野菜、みかんを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日、子が年間100日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

8番と10番については、隣接している農地2筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。

現在、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年7月29日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人はきゅうりを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間300日、妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、きゅうりを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

9番について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は栗、みかん、葉物野菜、各種野菜を作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、栗、みかん、葉物野菜、各種野菜

		を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。
		以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
議	長	古谷会長 説明は終わりました。番号1から確認しながら担当委員からご意見を伺います。 番号1と番号2をお願いします
意	見	14番 大野委員 特に問題ないです。
議	長	古谷会長 問題ないということですね。番号1と番号2について他に意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長 番号3をお願いします。
意	見	15番 武田委員 継続で問題ないです。
議	長	古谷会長 継続で問題ないということでした。他の委員からご意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長 番号4をお願いします。
意	見	3番 宮田委員 継続で問題ないと思います。
議	長	古谷会長 継続ですね。問題ないということですが、他の委員からご意見ございませんか。

意見	(意見なし)
議長	古谷会長 番号5をお願いします。
意見	2番 高橋委員 継続で問題ないと思います。
議長	古谷会長 継続で特に問題ないということでした。他の委員からご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
議長	古谷会長 番号6をお願いします。
意見	5番 谷本委員 池ノ内の土地改良区の農地になっていて、問題ないです。
議長	古谷会長 問題ないということでした。他の委員さんからご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
議長	古谷会長 番号7をお願いします。
意見	7番 和田委員 今作っている親戚に土地を贈与したいとのことでした。問題ないと思います。
議長	古谷会長 問題ないということでした。他の委員さんからご意見ございませんか。
意見	(意見なし)

議 長	古谷会長 番号 8 と番号 10 をお願いします。
意 見	13 番 坂本委員 問題ないと思います。
議 長	古谷会長 問題ないということです。他の委員さんご意見ございませんか。
意 見	(意見なし)
議 長	古谷会長 番号 9 をお願いします。
意 見	11 番 堅田委員 このうち 707 番と 708 番は雑種地のようになっていますが、畑と判断してよい かと思ひます。問題ないと思ひます。
議 長	古谷会長 問題ないということでした。他の委員からご意見ございませんか。
意 見	(意見なし)
議 長	全て問題ないということでした。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審 議について、番号 1 から 10 番までを通して、許可することとしてご異議ありませんか。
採 決	農業委員 (異議なし) 多数。
議 長	ご異議がないようですので、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議に ついて、番号 1、番号 2、番号 3、番号 4、番号 5、番号 6、番号 7、番号 8、番号 9、 番号 10 を許可することといたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題 といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明	中平局長 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	中平局長 議案第3号別紙資料、2ページをお開きください。申請地は畔ノ川地区を奥に進んだところです。農地の区分については、その他農地としての第2種農地と判断され、転用が第3種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。 申請地目、登記、現況とも畑です。 目的は墓地を設置するもので、現在の墓地は山の高所にあり、申請人は身体が不自由で、危険も伴い不便であるとの理由のため、安全に維持管理を行うため、申請地に移転をするものでやむを得ないと考えます。 こちら資力および信用については、建築と設計で〇〇〇万円。全額自己資金で賄う計画です。預貯金の状況から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から2か月間となっており、確実性には問題ないものと判断します。 行政庁の免許は、許可・認可等については、墓地等経営許可を申請中で、転用許可が下り次第許可見込みとなっています。 その他必要な許可等はありません。 許可面積の妥当性について、転用面積4.6㎡は、墓地図面と予定地の図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土、切土はありません。 侵入計画については、北側の市道から侵入します。排水計画は自然浸透としています。周辺農地への影響については、申請地の周囲は自己所有地で、南側は約3mが自己所有地で、その先から同意を受けており問題はありません。 以上のことから許可相当と判断いたします。
議 長	古谷会長 何かご意見はございませんか。
意 見	11番 堅田委員 問題はないと考えます。
審 議	古谷会長 意見なしということでしたが、他の委員さん何かご意見やご質問はありませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで意見書を付け、高知県知事に送付することで構

	いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について は、高知県知事に送付することと決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	中平局長 議案書13ページ番号1について説明します。別紙資料2ページの位置図をご覧ください。申請地は桑田山温泉から約300mほど下ったあたりとなります。 まず農地の区分については桑田山平見地区にあり、第1種から第3種農地のいずれの要件にも当てはまらない農地として、第2種農地と判断されます。 目的は自己用一般住宅の建築で、申請人は両親と同居しており、現在の住宅が老朽化したので両親の老後生活を考えて、申請地及び周辺の農地が申請人の父の名義の土地であり、当該地に自己住宅を建築することはやむを得ないと考えます。 資力及び信用につきましては、土地の造成費〇〇〇万円、設計建築で〇〇〇万円、予備的費用〇〇〇万円（盛土に擁壁が必要となれば掛かる工事の費用）の合計〇〇〇万円を自己資金で賄う計画です。 金融機関の残高証明が提出されており問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6か月間となっており、特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許認可については、開発許可は不要、道路工事及び道路占有については、建設課で許可不要を確認済みです。 法定外公共物の占有および工事、その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画等の図面から、必要な面積と判断します。 排水計画は、雨水は表層に砕石を敷設し、地下に自然浸透としています。生活排水は浄

		化槽を介し、西側の谷川に放流。放流については、市の建設課の了承を得ています。 周辺農地への影響は、南側の市道以外は父名義の農地であり問題ありません。 なお画像を見て分かるように、許可を受ける前に盛土がされていますが、これについては、以前この申請地を本件の転用目的のため、農振除外の際にも指導のうえ、始末書を受理しており、本件申請にも改めて始末書を併せて提出されています。 以上のことから、許可相当と判断いたします。
議	長	古谷会長
		関係委員のご意見をお願いします。
意	見	11番 堅田委員
		今住んでいる所は脆いので建て替えるという話でした。問題はありません。
審	議	古谷会長
		問題ないということでした。他に何かご意見はございませんか。議案説明にありましたように、始末書も出てくるということですが、そういうことを条件として、特に異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採	決	農業委員（異議なし）多数。
議	長	古谷会長
		ご異議ないようですので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することと決定します。
議	長	古谷会長
		続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項		中平局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議	長	古谷会長
		報告は終わりました。
議	長	古谷会長

	それではその他へ移ります。みなさんからその他の意見はございませんか。
報告事項	徳永次長 「農地パトロールについて」
報告事項	西森主幹 「須崎市基本構想について」
閉会宣言	古谷会長 それでは今回の提出された議案は全て終わりました。 何かご意見ないですか。よろしいですか。 ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時45分 その真正なることを証して署名する。 議 長 古谷武徳 10番 横山洋一 11番 堅田良明